行政の窓 平成18年度 北海道の木材関連施策について

木材は、温かみや木の香り、湿度の調節などの特長を持つ人にやさしい資源です。また、伐採後に新たな木を植え育てることで、地球温暖化の一因である二酸化炭素の吸収・貯蔵が進むとともに、伐採して産出した木材を、住宅や家具などに姿を変えて長く使うことにより、吸収・貯蔵した二酸化炭素を木材内に固定し続けることができる、再生産可能な環境にやさしい資源でもあります。

北海道では、森林づくりに伴い産出されるこうした木材を、皆さんの生活の様々な場面で活用していただくことが、豊かで潤いのある暮らしの実現のみならず、適切な森林整備や地球温暖化防止への貢献、地域の木材産業の活性化につながると考えています。

そのため、産出される木材を無駄なく利用していく「林産物の新たな需要の拡大」、快適な生活・住環境づくりに向けた「木材・木製品の利用の促進」、地域の木材など林産物の付加価値を向上する「木材産業の体質強化」、青少年の森林を大切にする心を培う「青少年の学習の機会の確保」を柱に様々な取組を進めています。 (水産林務部 林業木材課 林業木材グループ)

北海道森林づくり条例(第13条) 木材産業等の健全な発展

林産物の新たな需要の開拓



ペレットストーブ (木質バイオマス資源 活用促進事業費)

◎木材需要促進対策事業費

- ○木材需要促進対策事業費補助金
 - ・売れる商品づくりステップアップ事業 新規 (針葉樹人工林材を用いた内装材等新商品の開発)
- ◎木質バイオマス資源活用促進事業費 拡充

(地域での調査・検討, 道立施設へのペレットストーブ率 先導入, 先進モデル地域での資源利用システムの確立)

- ◎間伐材利用促進対策事業費補助金
- ○間伐材用途開拓事業
- (間伐材を使用した公共土木資材や環境保全施設等の試作・普及等)



現地間伐材も一部 使用した土留工群 (公共土木事業等における 間伐材の利用拡大)

木材・木製品の利用の促進



学校教育での利用促進 (木製の机・椅子) (道産材利用促進対策事業)

◎木材需要促進対策事業費(再掲)

- ○道産材利用促進対策事業費
 - ・人にやさしい道産材表示普及事業 道産材表示システム確立〔工場認定のための委員会開催,普及指導〕 道産材乾燥技術の確立〔カラマツ等乾燥材の研修・指導〕
 - ・道民との協働による「地材地消」促進事業

「地材地消」の理解の醸成 (施業・加工・施設での体験ツアーの実施) 日常生活での利用促進 (人工林材利用製品の展示会の開催) 学校教育での利用促進 (小中学校に木製品の提供,提供校の紹介)

住宅建設での利用促進〔消費者に柱材を提供し、モデル住宅としてPR〕

◎オホーツク森林産業振興協会事業費

((社)オホーツク森林産業振興会において木材・木製品の販路拡大等各種取組を実施)

- ◎間伐材利用促進対策事業費補助金
- ○農業用土木資材普及促進事業(間伐材を使用した農業用施設等の普及)

|多様な手法(予算事業以外の取組)

- ◇道立施設の木造化・木質化 ◇公共土木事業等における間伐材の利用拡大
- ◇間伐材利用製品の率先購入に向けた検討(赤レンガ・チャレンジ事業)

木材産業の体質強化

◎林業・木材産業構造改革事業費(トドマツ等合・単板製造施設の整備など)

北海道森林づくり条例(第15条) 青少年の学習の機会の確保

青少年の学習の機会の確保



木の砂場で遊ぶ子どもたち(もりのゆりかご体感事業)

- ◎「木育」運動定着支援対策事業費 組替拡充
- ○もりのゆりかご体感事業

(木製遊具とのふれあい等を通じた森林の循環の大切さの理解の促進)

- ○「木育」市場(いちば)支援事業費 <u>新規</u>
- (「木育」活動主体と支援企業とのマッチングの場の提供)
- ○「木育」地域活動ネットワーク支援事業費 <u>新規</u> (地域における「木育」活動に対する支援)

多様な手法(予算事業以外の取組)

◇赤れんが「木育」パイロットプロジェクト (赤レンガ・チャレンジ事業) (道職員等による 木育講座の実施)

お知らせ

■□■ 4月から「林業木材課」に変わりました ■□■

北海道の組織統合により、木材振興課と林業振興課が1つの課になりました。新名称は「林業木材課」です。 どうぞよろしくお願いいたします。